

# 耐震改修に係る固定資産税の減額措置

適用期間：～令和13年3月31日

## ◆概要

昭和57年1月1日以前に建築された住宅を現行の耐震基準（昭和56年6月1日以降の耐震基準）に適合する耐震改修を行った場合について、翌年度分の固定資産税が120平方メートル相当部分まで2分の1に減額されます。（当該家屋が、耐震改修工事の完了前に通行障害既存耐震不適格建物であった場合には、**2年度分が2分の1**に減額されます。）

## ◆適用を受けるための主な要件

- ①耐震改修工事費が税込50万円を超えること
- ②家屋が昭和57年1月1日以前から所在する家屋であること
- ③店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
- ④現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行っていること
- ⑤令和13年3月31日までに工事を完了すること

## ◆適用を受けるために必要な手続

工事完了日から3ヶ月以内に、以下の書類を市へ提出してください。

- ①固定資産税減額措置申告書
- ②工事請負契約書の写し等（耐震の工事である、工事完了日、改修箇所の平面図、が確認できる書類）
- ③耐震改修の費用が確認できる書類
- ④増改築等工事証明書※1または住宅耐震改修証明書※2

※1 増改築等工事証明書は、

- ①登録された建築士事務所に属する建築士、
- ②指定確認検査機関、
- ③登録住宅性能評価機関、
- ④住宅瑕疵担保責任保険法人 のいずれかに発行を依頼して下さい。

※2 住宅耐震改修証明書は、中津川市建築住宅課に発行を依頼して下さい。